

第12回西和賀町議会予算審査特別委員会

令和3年3月17日（水）

午前 9時30分 開 議

委員長 本日の出席委員数は全員であります。会議は成立をしております。

細井町長及び柿崎教育長から提出されております説明員は、着席のとおりでありますので、氏名の呼称は省略いたします。

本日は、総括質疑を行います。

3月11日から昨日まで、各課が所管する事業を一通り審査してまいりましたが、本日は令和3年度西和賀町一般会計予算外6特別会計予算及び2事業会計予算に係る総括的な質疑を行いたいと思います。

初日に申し上げましたとおり、総括質疑に当たっては会計課に関する質疑、複数の款に係る質疑、複数の会計に係る質疑及び全体を通しての総括的な質疑を許すこととしますので、よろしくご協力願います。

また、質問者及び答弁者は、それぞれ簡潔明瞭にまとめてお願いをいたします。

初めに、質疑の中で保留となっております件について、答弁を求められておりますので、これを許します。

学務課長。

学務課長 おはようございます。私から2件、昨日の審議で保留としておりました件について、追加資料を提出させていただきましたので、説明をさせていただきたいと思います。

初めに、高橋和子委員さんから質問のありました中学校に設置しております教育相談員の相談件等の資料をお手元に配付させていただきました。令和元年度の相談件数は、両校合わせてですが、408件、平成30年度は137件となっております。令和元年度の408件の相談の内訳につ

いては、下の表の区部となっておりますので、ご確認いただければと存じます。

続いて、めくっていただき2枚目ですけれども、高橋到委員さんから質問のありました保育園の45人定員から35人定員になった場合の差額を積算した資料となります。あくまでも令和3年度の下にある入所を見込んでいる年齢別の25人での積算をした場合となります。35人定員にした場合の差額は71万1,000円の増、参考までに30人定員にした場合は576万円ほどの増となっております。

来週ですが、愛児会さんと相談をする機会がありますので、この部分につきましては協議をしてみたいと思っておりますし、県への届出についてですけれども、変更する場合の3か月前までに提出するという事になっておりますので、最短でもう3か月手続にはかかるということになります。ですので、仮に4月に提出したとしても、最短で7月から8月頃の変更になることとなります。この部分につきましては、愛児会さんと話し合いをして対応していきたいと思っておりますので、よろしくご協力願います。

以上です。

委員長 答弁が終わりました。高橋和子委員、高橋到委員、ただいまの答弁に対する質疑はありますか。

高橋和子君。

4番 ありがとうございます。ちょっとお伺いしますが、この備考のところに件数の集計方法を変更したということですが、これがこの数字に影響あるのかどうかということと、それから2つ目には下のほうに内訳がありまして、相談が結構あるということは非常にいいことだと思

います。この中に出てきている項目については、しっかりと吟味されていると思いますが、中でも2番目の項目についてはやはり非常に小さなことでもきちっと拾って、早めに対応するということが特に必要な項目かと思いますが、そういう点でどのような対応をされたのかお伺いしたいと思います。

委員長 学務課長。

学務課長 相談件数の備考欄のところで、集計方法を変更しているという表記になっておりました。この部分ですけれども、沢内中学校さんのほうでは平成30年度までコミュニケーション的な部分というか、雑談的な部分、そういった部分はカウントしていなかったのですけれども、両校統一した考えで集計するというので、そういった小さなことでもまずカウントすることに合わせました。ですので、相談件数的な部分でも令和元年度は大幅に伸びているという状況になっているというところでした。

あと、相談件数の部分の部活動のお話もありましたけれども、そういった部分学校さんでは早め早めに対応できるように、内部でも体制取っていますので、その部分については学校内の連携は取れているという状況ですので、その部分は報告させていただきたいと思います。

以上です。

委員長 学務課の回答保留事項についての質疑を終了します。

次に、生涯学習課長。

生涯学習課長 おはようございます。昨日の深澤重勝委員さんより質問があり、答弁を保留としておりました令和3年度の屋内温泉プールの指定管理料の積算内容について回答したいと思います。

令和3年度、屋内温泉プールの指定管理料の積算内容については、公募の際の指定管理者指定申請書の中に収支計画書があります。それに基づいて、人件費約1,390万円、光熱水費280万円、そのほか電気保安点検や消防保守点検など

の設備管理費、電話料、手数料、温泉使用料、保険料、租税公課費などを合わせて、合計2,031万円を指定管理料として予算計上としたものです。

以上です。

委員長 答弁が終わりました。ただいまの答弁に対しての質疑はありますか。

深澤重勝君。

7番 口頭でいただきましたけれども、例えば前年度の総会資料に添付したような書いたもので出していただくわけにはいきませんか、昨日も言いましたけれども。ただ、昨日の場合は、たまたま今は手元に資料がないのでという答弁だったのですが、その資料は準備できなかったのですか。

委員長 総務課長。

総務課長 おはようございます。よろしくお願います。ただいまの質問ですけれども、先ほど生涯学習課長のほうから答弁したように、予算の内容については前年の決算とか、そういう部分は加味されていないということで、繰り返しになりますけれども、指定管理者の指定申請の中に、それぞれの事業所さんから提出いただいたものですけれども、事業計画、収支計画書ありますので、その収支計画書に基づいて担当課のほうで内容を精査して、令和3年度の当初予算に計上したということになりますので、協会さんの決算書とは直接の関係はないということです。そのような資料の提出は考えておりません。

以上です。

委員長 以上で回答保留事項についての質疑を終了します。

それでは、議案第30号から議案第38号までの総括質疑を行います。

質疑を許します。

柳沢安雄君。

3番 私のほうから2点ほどお伺いさせていただきます。

予算説明書の18ページ、移住・定住推進事業ということで、この予算審査とはちょっとかけ離れていると思いますけれども、その内容をお知らせいただければと思いますけれども、ここ定住者がどのぐらい行ったのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。その1点と、あと次の空き家等対策事業というか、19ページなのですけれども、これは空き家ということは民家の空き家を指しているのか、どのぐらいまでの範囲でこの空き家というのを指しているのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 おはようございます。よろしくお願ひします。ただいまの質問にお答えいたします。

まず、18ページの移住・定住推進事業ですけれども、こちらの主な中身といたしましては移住体験住宅の借上料ということで、町では川尻と太田に各1軒ずつ移住体験住宅がございまして、それを借用し、移住体験を希望される方にお貸しするというようなことで進めているところです。

また、負担金、補助金の部分につきましては、125万円ということなのですけれども、まず25万円については移住者の住宅取得補助金1件分と、100万円につきましては、これは交付金の事業で、東京圏から町のほうに移住し、事業所に勤務されたというような場合について、100万円の上限で交付を行うというものでございます。この100万円の金額は1人分ということになりますけれども、これは県のパッケージの中に含まれている全ての市町村の配分、人口割合というふうなところからの算出で1名分の財源というふうになっているものでございます。

あと、移住、定住の人数につきましては、こちらについては転入、転出の比較というような部分の把握しかちょっとできていない部分がありますが、まず総合戦略の人口ビジョンを策定する際には、過去5年間の人口の移動動態とい

うようなところも住民基本台帳で確認しているところですので、そういう部分では把握はできております。

19ページの空き家等対策事業につきましてですけれども、空き家につきましては、平成27年度の空き家計画の策定の際に調査した町内の空き家を基に、28年に行政区長さんに確認を依頼しまして、まず空き家と思われる物件について把握した件数というものでございます。そちらについては、空き家もそうですし、空き店舗のような部分も含まれているということでございます。

以上です。

委員長 柳沢安雄君。

3番 様々ご説明いただきましたけれども、例えばですけれども、私の住んでいるところの湯本温泉のことですけれども、旅館さんなどで廃業される旅館さんがありますけれども、その辺は空き家とはまず違うのか、その辺をちょっと、その範囲の中に入るか入らないかということですので。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

これから先出られるというような部分は、空き家にはカウントしておりませんで、空き家の定義というのも明確にはちょっとなってないのですが、一般的に言うのは常態的に居住の実態がないということで、1年間という期間でその実態がないということとされているところで、それに基づいてカウントしております。

以上です。

委員長 高橋宏君。

8番 私も何点かあるのですけれども、分けて質問したいと思います。

最初に、ふるさと振興課のほうで地域おこし協力隊が任期終了して、起業支援補助金を受け取るという案が出されました。もしほかの課の協力隊が任期終了しているのであれば、この起業支援補助金というのはふるさと振興課だけで

したので、ほかの課で協力隊の皆さんはここに
来るときには、最終的にはここに残ってこうい
う起業支援を受けたいというような希望を持っ
てきていると思いますし、町としてもそういう
希望で募っていると思われる。任期满了者で
補助金申請しなかったのはなぜかということが
1点と、昨日学務課のほうから中学校の部活動
支援員配置事業というのがあるというように聞
いたのですけれども、時間が平日の二、三日2
時間とか、あと土日ということで、実際に配置
される指導員にとっては、ちょっと時間的に中
途半端な時間ではないかなという思いがするの
ですけれども、同じく町内の唯一の高校である
西和賀高校のほうでも部活動指導員にはいろい
ろ苦慮をしているところだと思います。あわせ
て、中学校と高校を合わせることによって、1
週間切れ目なく仕事をしていただいで、私とし
てはそういう方を県外から募集して、先ほどの
話ではありませんけれども、空き家に住んでい
ただいで、最近のウィズコロナの時代で、田園
回帰といいますか、田舎に住みたいという方に
農地もつけた形でここに来ていただいで、部活
動指導という仕事をしていただけないかという
方策を検討されていないかという点。

あとは、健康福祉課のほうで、今年度地域福
祉についての計画が策定されるということで説
明をもらったのですけれども、その中で地域住
民の複合化、複雑化した支援ニーズに対して包
括的に相談を受けるといったことがあります。同
じくふるさと振興課のほうで、来年、再来年度
から集落支援員を置くという計画で、今年度は
検討の時期ということなのですけれども、集落
支援員がセンターにいただけではなく、地域に
積極的に入っていきながら地域支援をするとい
うお話があったのですけれども、その際に保健
福祉課が持っております地域の介護とか障害、
生活困窮の情報などをどの程度共有しながら集
落支援員とその地域福祉を進めていくのか。こ
の点についてある程度、住民からすれば介護と

か、生活困窮については担当者が分かっている
来てくれるのはうれしいけれども、集落支援員
が突然来られて、どこから聞いたのですかとい
うようなことになると、せっかくの支援も拒否
されるというか、そういうことが考えられます
ので、今年度両課でその辺の情報共有等、活用
の仕方についての検討を行われるのかについて
お伺いいたします。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、まず最初に協力隊
のほうからお答えしたいと思いますけれども、
協力隊につきましての起業支援金は、さきにご
説明したとおりでございますが、任期の3年目、
あとは退任してから1年という期間の中で、補
助金という形で交付するというふうにお話しし
ているところです。退任後に協力隊が例えば町
内で起業されるという場合に交付されるもので、
その起業に係る事業計画書をまずふるさと振興
課のほうで頂きまして、それに基づいて審査し
て交付するというような流れになっています。
退任された後に、町の中でそういう起業する
という部分を見いだせれば、そのような形で事業
計画書というものがふるさと振興課には出てく
るのですが、まず活動の中で様々なステップア
ップというような形で、例えば外にちょっと勉
強に2年間出てきて、また戻ってきたいとか、
そういうような場合もございますし、また新た
に違う道に進みたいというのも、それは隊員自
身の考えに基づくものですので、そのような場
合についてはその起業支援補助金の対象にはや
っぱりならないということになります。

あともう一つ、集落支援員の関係でございま
すけれども、集落支援員につきましては各自治
組織の活動に係る、どちらかというとその地域
の課題把握というようなことを想定しておりま
して、まず集落支援員が各世帯を回ってそうい
うふうな個人情報というか、介護とか、そうい
う障害者の情報という部分を聞き出すというこ
とは考えておらず、あくまでもその集落活動に

係る課題の把握ですとかという部分を考えています。

ただし、例えば相談に来られる方がそういう、当然相談もいろんな相談があると思いますので、そこにどこまで集落支援員が応えられるかというのはやっぱりちょっと難しい話でございますので、そこはしっかりと引き継ぐところに引き継ぐということは大事だと思っておりますし、また健康福祉課であれ、ほかの課であれ、集落支援員にとってどういうふうな可能性があるのかというのも、私のほうでもそこはこれから確認したいという部分があるので、そういう関係課とは相談の機会を持ってというふうに考えています。

以上です。

委員長 学務課長。

学務課長 それでは、私のほうから部活動指導員の件でお答えしたいと思います。

委員さんご指摘のとおり、時間的な部分で指導員確保という部分には苦慮する形になるかとは思っております。ご提案いただいたとおり、中学校、高校の連携というか、そういった部分にもつながってくる部分だとは思っておりますので、まずご提案として今後の部分で検討、高校とも含めていろいろ情報交換しながら、今後のところを見いだしていければと思っております。

以上です。

委員長 高橋宏君。

8番 ふるさと振興課の課長から様々なパターンがあるということだったのですけれども、今年度申請者は1人で、実際退任者が何人いたのか、今年度は退任者が1人だけで申請者が1人だったのか、ほかの課での担当の申請はいなかったのかという点についてと、あと全体的なコロナの申請補助金についてなのですけれども、今年度の予算の説明の前に、中期財政計画について我々にも説明がありました。今年の予算編成に当たっては、要求にシーリングをかけない

のだということでの予算編成だったと思います。また、その際にコロナ交付金などの使用方法として、基金に積立てはできないので、ウィズコロナを見越して需要の先取りをするような使い方というようなお話を講師の方からいただき、役場担当の方々も同じようなお話を聞いていると思います。

そのよう中で、第三次補正が1億1,900万円来ているのに対して、充当金額が6,200万円ということで、この委員会の中でもあったのですけれども、半分ぐらいはまだ使用されていないと。ということは、各課からこのコロナ交付金の需要を先取りするような提案がなかったのか、もしくは持続化給付金などの話の中で出た話ですので、この持続化給付金に向けるべく6,000万円をまだ充当していないということなのか、どちらということでこの金額が残っているのかということについて、予算上程されなかったということについてお伺いいたします。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 協力隊についてお答えいたしますが、協力隊は今年度3人退任されます。そのうちの1人からの申請ということで、2人からはまず出てこないというものです。

以上です。

委員長 企画課長。

企画課長 すみません、お時間いただきました。

おはようございます。よろしく申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る地方創生臨時交付金の関係でございますが、一次で7,000万円、二次で2億4,000万円、三次で1億1,000万円ぐらいということで交付限度額を示されてございます。そのうち一次、二次の分については、全て充当させてもらってございまして、第三次の分についてのご質問かと思っております。そのうち約5,000万円につきましては、今議会の3月の補正の中で提案をさせてもらってございまして、残りの部分につきましては6,000万円ぐらいあるわけですが、その部分については今後の

対応の部分ということもございますので、来年度使えなかった分については令和3年度の補正予算であったり、そういった部分での対応をまず今考えてございます。

三次の分の今使ってございます5,000万円につきましては、主に、補正の中でもご説明申し上げましたが、新ビジネスチャレンジ事業であったり、あと緊急に必要な予防対策の関係、または病院に設置するPCR検査の施設であったり、そういった部分に活用する予定としてございます。何しろ三次補正の交付の決定があったのが2月のもうぎりぎりの頭だったと思うのですけれども、押し迫ってからということもございまして、取りあえず今まで財政のほうで吸い上げておいた緊急な部分というものを今回3月の補正に上程させてもらってございます。残り6,000万円については、またコロナ関係で地域の皆様、住民の皆様に有効な活用方法として使っていきたいというように考えてございます。

委員長 高橋宏君。

8番 今課長説明されましたように、一次、二次では様々なことにこのコロナ交付金使われてきたと思われま。実際に困っている方への給付金であれ、先ほど言いましたように、これからの先を見越した、先取りするような形の案ということで、私記憶にある中では森林組合のほうの土場を舗装したりとか、農業関係でいいますと南部かしわを給食にしたりと、コロナで直接困っている方だけでなく、これからの生活を見越したというような形の使い道もあると思えます。ぎりぎりの提示であったということなのですけれども、いずれ交付金があるという前提の下で、各課から、これからこのようなコロナ禍、ウィズコロナで生活様式が変わっていく中で、こんなことに挑戦したいというか、そういうことがディスカッションされたり、要望が出ていれば、いい機会だからこれに使おうと、そういう準備といたしますか、そういうことがふだんからなされていればスムーズに活用できると

いうふうに思われるのですけれども、そういうディスカッションといたしますか、そういうことはどこかの課で、このコロナの中、苦しい中でそういうことが必要なのではないかとと思うのですけれども、そういう検討というのはふだんからなされてはいないのでしょうか。

委員長 企画課長。

企画課長 お答えします。

今回の地方創生臨時交付金につきましては、先ほど申し上げたとおりでございますが、ふだんからの対応という部分でのご質問でございますが、それぞれ緊急性あるものについては、即私どもからすれば、上司、二役に協議をしながら進めさせてもらってございます。特段その都度集まるという、このために集まるということではなくて、庁議であったり、そういった部分での情報共有をしながら対応に当たっているとございませう。

委員長 高橋輝彦君。

6番 ただいまの件について関連でございます。今緊急性のあるものは、都度話し合っていて決めているのだというふうなお話ございました。それで、補正のときにも私観光商工課長さんにお尋ねしたわけなのですけれども、そのときからちょっと町内数店歩いて、聞いて回ったわけなのですけれども、今現在やはり飲食店はかなり緊急事態が継続しているという状況だと聞きました。どうも行政のほうでは、そのような状況にはないのではないかとというふうな印象の答弁をいただいたわけなのですけれども、実際にこのような状況を理解しておられないのか、光熱水費もちょっと賄えないような状況にあるというふうなお話を聞いてまいりましたけれども、いかがでしょうか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 それでは、私のほうからただいまのご質問についてお答えします。

答弁の中で、決して飲食業界の方々困っていないというふうな発言をした記憶はございま

せんけれども、私がお話しさせていただいたのは、令和2年度の事業として、既に14事業、2億1,600万円以上の予算をかけて商工業もしくは観光業に対しての支援、または持続化給付金の事業などもございましたし、そういったことの中で進めさせていただいたということがございます。3月補正の事業では、さらに4事業の拡充をして、6,600万円以上の経費をかけ、やっぴこうという中で、改めて支援をさせていただいているというところをご理解いただきたいというお話をさせていただいたという記憶がございますので、継続して対応、支援をさせていただきたいというように考えておるところでございます。

委員長 高橋輝彦君。

6番 そのお話の中で、残りの6,000万円、どうもまだまだ緊急的に使う予定がうかがえませんでしたけれども、今本当に緊急事態継続している状況だと思っております。それこそ、今支援が必要ということを認識していらっしゃるかどうかお聞きします。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 コロナ禍においては、非常に厳しい状況であるというのは当然分かっております。とは言いながらも、具体的にこのような支援をしていただきたいというようなお話はまず受けている状況ではありませんが、今後、現在確定申告の時期でもございますし、どのような状況になっているかというのは改めてはっきりしてくるわけでもございます。また、そういった外部団体であります商工会でありますとか、観光協会でありますとか、そういったところとの関連性の中でお話を聞いていきながら、必要な支援は継続して実施していきたいというように考えておるところでございます。

委員長 深澤重勝君。

7番 2点ほどあるのですが、1点ずつお伺いしたいと思います。

同僚議員が質問したことについて、同じよう

な質問するのちょっと問題だとは思いますが、改めて確認したいということでお伺いしますが、各課の観光商工課の審査の件で、同僚議員がこの活動指標の53万6,000人についての根拠を尋ねたところ、根拠はないというふうな答弁だったというふうに記憶しておりますので、これいかなものかなということ、改めて確認の意味で質問するのですけれども、いかがですか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 ただいまのご質問は、予算説明書の活動指標の中で、観光客の誘客数、目標としているものは53万6,000人だと、入れ込み客数のお話だと思います。これは、根拠がないわけではございませんで、そもそもの根拠にしたのは平成27年度に初めて町としてつくりました観光振興計画の数字が、まずこれの数字よりも若干多い数字なわけでございますが、その後町の総合計画が新たに策定されるに併せまして、当然裏づけというのはその前年の入れ込み客数から今後目標とする、観光振興計画であればその当時は5年後の目標値、総合計画であれば8年後になりますか、という目標値をその前年の数字から追って計算をさせていただいたことでもあります。これ観光振興計画のもともとの考え方というのは、毎年度101.2%だと思っておりますけれども、経済効率、経済効果を上げていこうという中で割り返したものが、最終的に人数としてはこの53万6,000人を目標そうということにしたということございまして、決して根拠のない数字ではありません。

以上でございます。

委員長 深澤重勝君。

7番 今の課長の答弁ちょっと問題だと思います。同僚議員が質問したときに、直接根拠ありませんと答弁しているのです。なぜその場で今のことを言わなかったかどうかです。ちょっと聞き違い等があればあれなのですけれども、少なくとも私はそういうように、同僚議員の質問

をした方もいるわけですが、そのときに明確な根拠ありませんということで終わっているのです。

そして、一応去年の予算説明書までしかなかったのですが、去年の予算説明書にはこの活動指標って載っていないのです、53万6,000人というのは。今年載っているから、多分同僚議員は聞いたと思うのです。それで、その根拠がないという答弁でそのままその予算審査特別委員会では終わっているという、そのことは極めて大きな問題だと思うのですが、改めてどうですか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 根拠がないといったお話は、私が直接しゃべったお話ではなかったと思いますけれども、多分観光商工課自体の予算審議の中で、審査特別委員会の中で多分部下職員がお話したものかもしれませんが、ただ基本的には根拠がないと言った記憶というのは私の中にはなくて、さらにその後の答弁の中で、私のほうで改めて今現在お話したようなことは回答したつもりではあります。そういったことですので、決して根拠がないものではないということは改めてお伝えしたいというふうに思います。

また、予算説明書にあります今回活動指標とさせていただいた内容ですけれども、前年のやはり同じく予算審査特別委員会の中において、それぞれの事業に関する活動指標ということに対してご質問がありました。そういったことから、そもそもこの活動指標は、総合計画に基づいての活動指標であろうというふうに考えを改めさせていただいた上で、その一つ一つの事業を繰り返していくこと、もしくは全体の事業として5あれば、10あればという中で目指していく数字をやはり掲げさせていただいたほうがよろしいだろうということでございます。そういったことから、それに関しましては、予算説明書の作り込みに関しましては今回改めさせていただいたということでございます。

以上でございます。

委員長 深澤重勝君。

7番 その辺あたりは後で確認して、これ以上どうのこうのと言うつもりはありませんけれども、その段階で極めてよくないというふうに思ったものですから、改めて聞いたのですが、確かに平成27年といいますか、観光振興計画を立てるときにこの人数の問題、話題に出た記憶はあります。今言う様々今までの実績を基にして算定した人数だということなのですが、一般的に他町村からこの西和賀に五十何万人の観光客が入るといのはびっくりして見られております。たしかあの当時は、それぞれの資源だとは思いますが、地元のスーパーの入り客数もこの人数に入っているというようなことも説明を受けたように記憶しているのですが、そのことを悪いように言うのではなくて、実際に他町村から観光で入ってくる人の把握なり、そういうものを具体的にどういようにつかんでいるのかなということは常々疑問に思っている部分なのです。そういう部分がある程度分かりやすく説明いただけますか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 若干ご質問に誤解があるようですので、改めさせていただきますが、スーパーに入っているに人数は観光客としてカウントはされておられません。これは、観光消費額として金額を算定する際に、大型のスーパーにいらっしゃる方々の中で町外からいらっしゃる方で、どういったお金の使い方をされているのだというのを確認させていただくことが、結局はこの町に町外からいらっしゃる方々が使用される観光消費額の算定のデータになるといったことで、数字を取らせていただいたという過去の経緯がございます。決して人数を入れているわけではございません。

それから、観光に係る町外からいらっしゃる人数でございますけれども、この考え方は国または県の統計数値ということで、基本的には全

国どこの市町村も同じ取り方をされています。本町の場合は、各温泉旅館に泊まられている方々の数字であるとか、または観光施設もしくは誘客施設に近い施設としてカウントされています。例えば日帰り温泉であるほっとゆだですとか、砂ゆっこなども入っておりますし、または湯夢プラザであるとか、レストハウスであるとか、そういった飲食店も入っております。当然スキー場であるとか、博物館であるとかも一部入っておるところでございます。そういった数値の集合体といったものが最終的には観光誘客人数といったことで、統計値として出させていただいているというところでございます。

以上です。

委員長 深澤重勝君。

7番 取りあえずありがとうございます。27年の観光振興計画のときの部分を、もうちょっと後で振り返ってしゃべってみたいというように思います。

それから、もう一点ですが、予算説明書の18ページの西和賀町拡大コミュニティ及びふるさと交流事業で、この中身についてなのですが、これも1点目はこの中に掲げている報酬、集落支援員591万9,000円（2人分）となっておりますが、昨年度も全く同じ科目で、名目で、報酬ということで、特命主幹、集落支援員（2人分）として387万3,000円でした。同じ2名ということで、今年は204万6,000円ですか、増額になっておりますが、この内容どういうことでそういうことになっておるのかの説明をお願いしたいのと、これまた同僚議員委員会で質問した一部なのですけれども、負担金、補助及び交付金300万円とその下のまた100万円の分、併せてこの具体的な、いま一度ご説明願いたいのですが、お願いします。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

集落支援員2名分ということで、令和3年度は591万9,000円の報酬ということですが、

令和2年度当初につきましては集落支援員2名分ということで、まず特命主幹という部分については当初の段階では措置しておりませんでした。普通に一般的な集落支援事務を行う職員の2名分の報酬ということでまず計上いたしました。6月の補正の段階で特命主幹というところで自治組織、公民館の在り方検討という部分を担ってもらおうという、人選もできましたので、確定しましたので、そこで補正をしたというものでございます。

その次の負担金、補助金なのですが、まず上段のほうの地域活動連携支援費交付金300万円につきましては、これは今まで町というか、地域、旧小学校区単位で取り組んでおりますふるさと交流事業というようなことで、情報誌の発行ですとか、あと今年度でいけば志賀来地区のドライブシアターというような、ふるさと交流事業という名目のイベントを実施したのですが、まずその旧小学校区単位で地域が主体的にそういう連携した取組をされるという場合に補助金として交付することで、6地区掛ける50万円の300万円というふうに計算しております。

そして、その下段の100万円ですが、こちらにつきましては今まず町の玄関口でありますけれども、盛岡方面からの玄関口の貝沢、若畑地区、あと秋田県側の玄関口の野々宿地区で取り組んでいる地域活性化の取組についての補助金50万円掛ける2地区分の100万円ということになっております。

以上です。

委員長 早川久衛君。

9番 では、私から3点続けて言いますので、回答を後でお願いします。

1点目、6番委員さんに若干関係しますけれども、このコロナになってちょうど1年過ぎていくわけで、この状況の中で令和3年度の産業振興、特にも農業振興課、それから観光商工課で、令和3年度の予算の重点施策があるのか、

どこにあるのかという部分、この2課にお聞きをします。

それから次に、今回のこの予算審査で、私の記憶では3課間違いが、数字の間違いなり、文言の間違いあったわけでした、この間違いはチェック機能がどうなっているのかというものと、課で共有なされているのかと非常に疑問に思ったわけで、今までちょっとこういうことはあまりなかったようで、間違いは皆ありますけれども、その辺をお聞きします。

それから、3番目、予算書の14ページに、実は固定資産の減額987万6,000円、それから住民税が300万円ぐらい減額になっておりますけれども、これ恐らくヘリオスの3年間の猶予の減額だろうと思っておりますけれども、この評価額が何ぼだかということ、かなり何億円の、980万円ということとはとんでもない金額になるわけで、ヘリオスだけでなく、ほかもあるのかということをお聞きしたいと思います。それで、町民税も300万円というのは物すごく、累進課税ですから、3,000万円ぐらい減収、町民の所得が減るわけですから、その辺もお聞きをしたいと思います。

それから、これにちなんで、実は今回は大幅な税金の減額ですから、経済状態は皆さん分かりますとおり非常に危機的な状況でありますので、何とか町内でできる仕事は町内で賄っていただく、これは毎回お話あるわけですから、できれば何とかJVでも何でもいいですから組んで、町民の経済を守っていただきたいということがこの予算が減額になっているのに関連しているのであります。

それから、もう一点、前にも話をしましたがけれども、こういうふうな状況においてはやっぱり横軸連携、特にも商工会とか農協、普及所、また各組織の、各地区に組織あるわけですから、この連携が一番大事ではないかということで、これができなければ、まちづくりのこういうのは基本ではなかろうかと思っておりますけれども、そ

の点についてお伺いをします。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 コロナ禍においての経済活動の中でということで、商工関係と農業関係といったお話でございました。

まず、商工関係について、先ほどもご質問があった中でお答えはさせていただいておるところでございますけれども、令和2年度についてかなりの事業を行ってまいりました。そういった中で、一番大きかったのは持続化給付金の事業でございますが、これは国の事業の中で法人200万円、個人100万円といった中に、さらに町独自といたしまして法人90万円、当初の30万円から3倍にして90万円、個人事業者についても20万円から3倍にして60万円の給付を1月末日まで受付をしている中で実施してきております。それぞれそれ以外にも多くの事業を行ってはきているわけですが、例えば一番影響の大きいだろうといったことで、商工会さんなどからもご意見をいただいていたところの中で進めた飲食宿泊応援券事業に引き続き、さらには商工会さんでは今度はプレミアム商品券の事業も行ってきております。

宿泊産業においては、さらに厳しい状況であるといった見込みがされておりましたので、にしわがの宿に泊まろうキャンペーンを進めてきたところですが、残念ながら全国的にこのコロナの第3波といった状況でございまして、Go To トラベル事業も停止されている中で、誘客数は非常に少なくなっていると。逆に予算がキャンセル等によって余っておりますので、これにつきましても補正予算の中でお話をさせていただいて、繰越しをさせていただき、4月からキャンペーンを改めて進めようということで今進めておるところでございます。

今回新年度予算には、確かに新型コロナウイルス対策関連の経費というのは、それほど上がっていないように見えるかもしれませんが、現実的には3月補正において、これは国の交付

金の事業でございますので、3月中にまず予算化するといったことで、それを繰り越して実施しようとしているところです。その多くは、まずは新ビジネスチャレンジ事業の感染症予防対策の中で、不認定もしくは一部認定となった方々に、何とか感染症予防対策をしっかりと取っていただくと、そういった事業経費を捻出することで対策を令和3年度の前期のうちにやっていただいて、しっかりと誘客できる体制を取っていただきたいということでございます。例えば我々観光業を支える立場として思うのは、まかり間違ってもクラスターのものが発生した場合には、誘客どころの話ではなくなりますので、まず感染症予防をしっかりと取っていただきながら、経済対策も同時に並行して進めていくということでございます。

先ほども若干お話ししましたけれども、令和2年度の事業効果というものは、現在確定申告も行われておりますので、そういった中でしっかり状況を見据えながら、観光協会であるとか商工会との連携をしっかりと深めて、現在の状況を把握した上で必要な措置を今後も継続して行っていくために進めていきたいというふうに考えております。当然当初予算だけではなくて、今後も皆様方をお願いをしながら補正予算なども組んでいく必要があるかというふうには当然考えておりますので、そういった部分をご理解をいただきたいというふうに思っております。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長 それでは、お答えいたします。農業振興課関係、3点ほど質問をいただきましたので、答えさせていただきます。

まず、コロナ禍における産業振興ということでございますが、農業振興につきましては毎年どれがどうという形で変わっていくものではございません。一般質問の際にも回答させていただきましたが、長いスパンで見ると、もう西和賀の農業は大きく変わってきているということでございますが、1年ごとには農業振興課の仕

事ということはほとんど変わっていないものと思っております。一番大切なのは、いかにして農家の皆さんが所得を上げていくかということでございまして、町単独の予算はなかなか難しいものがありますので、国の転作奨励金とか、農地・水、中山間といった交付金をいかに多くもらっていただいて、上手に使うということが一つ大きな仕事だと思っております。また、先ほど言いましたように、長期的に見ますと作物内容等変わってきますので、そういった場合に誘導策を取ってあげることが大きいのかなと思っております。

昨年コロナによって、西和賀の農業への影響は、少ないとは言いませんが、花卉、米農家は、花卉農家につきましては昨年よりも売上げが伸びているということでございますし、米は農協さんに出している農家は複数年契約で、まず影響が少なかったということでございますので、ここら辺については去年と同じように誘導していきたいと思っておりますが、一つ米の需給という点で、転作を増やしていかなければならないということがあります。そういったところで、この前アンケートを取らせていただいた結果、令和2年度はゼロだった、今までやっていなかった転作、飼料用米について取り組みたいという農家が出てきておりますので、そういった部分について振興をしていきたいと思っておりますし、ソバ、大豆の関係では、今回大きな金額ですが、単独で機械の整備費を置かせていただいておりますので、そういった部分で農家に対する対応を行っていきたいと思っておりますので、去年と何が違うかといった部分では、同じような対策を取っていくということでございます。

あと、農業振興課においても、資料のミスがございました。大変申し訳ございませんでした。最終チェック段階で財源内訳を入れる際に、その前にも何回かチェックしたのですが、最終チェックで財源を入れた際にそれを見落としし

まうというミスでございまして、今回誤ってしまいました。対応策としては、もう一度というか、最終チェックをしっかりとすることが必要になると思いますので、その際課長をはじめきちっと見るようにするという対応していきたいと思っております。

あと、横軸の連携ということでございますが、先ほどから申し上げておりますとおり、西和賀の農業変わってきておりますので、そこは関係機関がいろいろな形で連携していかないと対応はできません。今農業農村振興プラン最終段階に来ておりますが、その点も含めて関係機関で協議しているところでございますので、その点については今後も行っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 企画課長。

企画課長 私のほうからは、今回の予算説明書のミスの部分についての説明をさせていただきます。

今の農業振興課長からお話ありましたが、この流れとしましては、一応各課のほうにそれぞれ書類の提出を企画課のほうでまとめるという形で提出をしてもらってございます。その後、企画課のほうである程度整理をさせてもらって、各課のほうに戻してチェックをしてもらって、その後また戻していただいて製本にしていくという形なわけですけれども、やはりそれぞれのチェックの中で見落としが今回たくさんあって、大変申し訳なく思っておりますが、そのチェック体制を今後ちょっと今まで以上にするような形で、皆さんご迷惑かけないような形の製本という形でこれからやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 税務課長。

会計管理者兼税務課長 私からは、14ページですか、歳入の部分で固定資産税の減額、それから個人町民税の減額についてお話ししたいと思います。

初めに、固定資産税については2億1,900万円、

その内訳なのですが、まず土地につきましては4,387万円、家屋につきましては1億1,624万円、償却資産については5,891万1,000円、これらをトータルして2億1,900万円となっております。評価額という部分での質問だったと思います。それを細かく説明したいと思います。

土地につきましては、細かい数字がありますが、31億9,500万円が課税標準額となっております。それから、家屋につきましては、課税標準額で84億9,100万円となっております。償却資産につきましては51億6,200万円、これらに1.4%、これを掛けたのが固定資産税となっておりますので、それらをトータルして昨年度対比1,000万円減となっております。

理由につきましては、猶予という言葉が出ましたけれども、令和3年度は新型コロナの影響による事業収入が減少している事業者、中小企業者や個人小規模事業者を対象に、償却資産と事業用家屋に対する固定資産税の軽減を見込んだものでございます。

あと、2点目ですけれども、個人町民税の減額、約300万円の部分ですけれども、前回の予算審査特別委員会でも若干述べさせていただきました。まずは、令和2年の農業所得がどうなっているかというのを、花巻農協のほうから販売実績等をお伺いしました。そうしたところ、先ほどの農業振興課長のお話にありましたが、花卉等を中心としたリンドウとかは伸びておりますが、米の部分で令和元年度産米よりも安くなったということで、米についてはあきたこまち30キロ当たりで前年単価より400円安くなってございます。それらを計算したところ、農業所得の部分では97.4%減ということで、9億5,162万円を見込んだということを申し上げます。それらを農業だけではなくて、営業だとか、あと年金だとか給与、それらを全て合わせて町民税の試算をしております。

そういった部分で、大きく落ち込んだ理由としましては、農業所得と旅館等を含めた営業の

所得減、これらの積み重ねが300万円というふうに見込んでございます。

以上です。

委員長 細井町長。

町長 ただいま早川委員さんのほうから質問がありました町内でできる仕事については、町内で賄ってもらいたいというご発言がありました。この件に関してです。

従来から、町内の仕事に関しては、できるだけ町内の業者をお願いするという考え方で実行してきているところでございます。金額等において、一定の制限はかかっておりますので、全てができるということではございませんが、現下の経済状況を反映させて、できるものは可能な限り町内でお願いできるようにしていきたいというふうに思います。今年度予定する事業の中にも該当するものがあるというふうにも思っておりますので、いろいろやれる方法論を吟味、協議しながら、町内業者にお願いできるような方法を検討してまいりたいというふうに思います。

委員長 早川久衛君。

9番 大体分かりました。まず1つは、農業振興課では、いまいちこの、農家と言うと失礼なのだけれども、農業関係者のこれからの西和賀の農業がどうなっていくべという非常に心配な声が聞こえますので、私あえて言っているわけで、畜産でも、その他転作でも何でも、方向性をもうちょっと明確にしていだければと思います。

それから、固定資産ですけれども、これ1.4%で町内、西和賀掛けているわけなのですけれども、987万6,000円というのは、これヘリオスさんは何ぼぐらいの評価で見えていますか。

委員長 税務課長。

会計管理者兼税務課長 ヘリオスという名前が出ましたけれども、まず実際のところ今手元に資料がございませんが、その前にちょっとその部分は、この場では公表できないのかなというふ

うに思っております。

委員長 早川久衛君。

9番 最近にないこの987万円という、固定資産は普通はこんなに下がらないのが一般だろうと、所得はしようがないけれども、1.4で逆算すると6億4,200万円です、逆算していけば。そのくらいの固定資産が減るわけだから、何を対象にということで私今聞いているわけですがけれども、資料がなければ大体それはそれでいいです。

あとは、まずとにかくそれなりに何とかこの令和3年は頑張って所得を上げて、先ほどからいろいろ言われていますけれども、危機感をなくするように頑張って、今日は管理職の皆さんおそろいですので、いろいろと町民の声も聞きながら行政運営に当たっていただきたいということで終わります。

委員長 審査の途中ですが、ここで10時55分まで休憩します。

午前10時41分 休 憩

午前10時55分 再 開

委員長 休憩を解き会議を再開します。

税務課長。

会計管理者兼税務課長 それでは、先ほどの早川委員さんからの質問に対して、若干また補足させていただきます。

固定資産税のマイナス分、約1,000万円分の減ということですが、まず何回も申し上げておりますが、令和3年度につきましてはコロナの影響によって、事業収入が減少している中小企業者あるいは個人事業者、それに対して償却資産及び土地に対しての減免、軽減をすることになっております。それらが固定資産の減というふうに捉えていただいても結構かと思えます。減免申請の状況ですけれども、予算編成前にはまだ募集申請受付をしておりませんでした。今現在申請を受付して、1月4日から2月1日までの1か月間申請を受付しております、今それを集計中でございます。まだ詳しい数字は出ておりませんので、ご理解願いたい

と思います。

委員長 刈田敏君。

1番 予算全般についてお伺いしますけれども、投資的経費についてお伺いします。

予算説明書の4ページ、このグラフの中の投資及び出資金・貸付金2億8,000万円とありますけれども、3.6%というこのパーセンテージですけれども、岩手県市町村の概要とかでいう構成比という数値に当てれば何%になりますか。ここに書いているのは、投資及び出資金・貸付金がこの歳出の全体のパーセンテージだと思えますけれども、この投資的経費については積算していないわけですか、その辺を伺います。

委員長 企画課長。

企画課長 私のほうからお答えしたいと思います。

4ページのこの円いグラフを見ていただいておりますが、その中心部分には歳出合計ということで78億2,500万円、その次の円のグラフになるのですが、義務的経費、その他経費、投資的経費ということで3つに区分してございます。投資的経費の部分として19億2,682万円ということで、24.6%という割合になってございます。

委員長 刈田敏君。

1番 動向についてちょっと、これまでの動向で増えているのか、減っているのか、その辺をお伺いいたします。

委員長 企画課長。

企画課長 それでは、同じ予算説明書の8ページを御覧いただきたいと思えます。8ページは、歳入・歳出の前年度の予算の比較を示したものでございます。一番上が歳入の部分、中段が歳出の目的別、歳出の性質別ということで下段の表を見ていただきたいのですが、その中に投資及び出資金、貸付金ということで、表の真ん中ぐらいに記載ございます。令和3年度が2億8,310万3,000円……

(投資的経費の動向の声)

企画課長 失礼しました。すみません、普通建設

事業ですね。19億2,532万円、令和2年度、前年度と比較しますと50.6%増加ということになってございます。

委員長 刈田敏君。

1番 かなり上がったということは、それなりの投資することで今回増えた、昨年もかなりの分であったから増えているわけでありましてけれども、今回頂いた西和賀町中期財政計画、これは計画として令和3年から12年度までの計画であります。中身としては、歳入を1億円まず増やすということで、あとは歳出については1億5,000万円から2億円ということの中ですけれども、この資料を頂いたのですけれども、この中で投資的経費の特定事業ということで、総務課長の前お話ししましたけれども、これに載っているからやるのだということでありまして。給食センター、令和2年から3年、庁舎改修、令和3年から4年、若者住宅、令和3年、保健センター、令和5年から7年、いずれこれをするのだよという話であります。8年になると楽になりますよというような話ですけれども、本当にそうなのかということの説明を、説明というか今回この予算、確かにこの投資的経費、それこそサービスを落とせないし、いろいろ必要などころだと思うのですけれども、私としては過剰な分があるのではないかと考えておりますけれども、そうではないのだということについて説明をお願いします。

委員長 企画課長。

企画課長 では、お答えしたいと思います。

まず、今回その中期財政計画を策定しまして、歳入の部分の見直しと、あと歳出の部分の見直しということで、投資的経費の部分についてのご質問でございますが、中期財政計画をつくったこの計画は、ここに載っているもの全てをやるということではなくて、全てこういう計画があつて、これをやるにはこれぐらいの経費がかかるであろうというような決算ベースでの計画であるということをご承知おき願いたいと思

ます。いわゆるこれが縮小してくれば、計画に対して予算が絞られた中での計画執行という形になってきますので、その部分をご理解いただきたいというふうに思います。

あと、国の地財計画といいますか、そういった計画の部分であったり、町に来る交付税の関係、そういった部分にも大分左右されてくる部分がございますので、その辺をご理解いただきたいというふうに思います。今年度の歳出の抑制の部分でございますけれども、これまでさわうち病院とか、火葬場等でいろいろやってきた部分の起債の償還というのがどうしてもやっばりついてきますので、その部分への対応ということになってまいります。今回特定部分ということで庁舎の改修、あとは給食センターの建設、若者住宅の建設ということで、大型の特殊事業といいますか、部分の投資的経費の支出が多く今年度計上されてございますので、特別ちょっと今年度については大きな予算枠という形になってございます。

いずれにしても、町の財政は国の動向にもよりますし、あとは自分たちがいかに絞っていかれるかということになってくるかと思えます。

以上でございます。

委員長 高橋副町長。

副町長 ちょっと私のほうから一言補足させていただきます。

今企画課長が説明したとおりなのですが、中期財政計画に載っているから事業をやるということではないということは、まずはご理解いただきたいと思えます。総合計画に載せている事業とか、今やりますよということを網羅して財政がどういうふうに推移していくのかというのを検討したというものであって、この間庁舎の関係の質問があって、庁舎改修の現時点での見込まれる金額は、この中期財政計画には盛り込んで推計していますというお話をしたものであって、これに載せたので、全部事業をやらなければ駄目だとか、決してそういうことではござ

いませんので、そのところはご理解いただきたいと思えます。

委員長 刈田敏君。

1番 その辺は理解しました。いずれ毎年度見直しすることもありますので、これはこれでいいと思えますけれども、今回ちょっと気にかかったのは、本当に今これをやらなければいけないというものが、例えば例を挙げますと庁舎のエレベーターであったり、これは利便性は確かにいいのだと思えますけれども、この辺の考え方だと思うのですけれども、その分いずれ負担が増えるわけで、最終的には住民負担が増えていくということにはなるのだろうと思えます。

そこで、これからはやっぱり耐震化とか、省エネとか、いろいろな必要があるのですけれども、必要最低限の計画が行われたかというのが一番問題で、この際だからということではないと思えますけれども、あまりにも計画がちょっとオーバーでなかったのかなというような気がします。それで、今回のこの令和3年度予算について、事業評価をした予算案になっているのか、その辺をお伺いいたします。

委員長 企画課長。

企画課長 私のほうからお答えします。

事業評価の部分でございますけれども、この間の前回の議会でもお答えしたかもしれませんが、今回は8月中に、前々年度になるわけですが、その決算の状況を各課ヒアリングをしまして、その中でPDCAのサイクルを回しながら今回の予算を組み立てているということになります。もちろん総合計画の実施計画の見直しも含めながら、令和3年度予算編成に向けて対応してきたところでございます。

委員長 刈田敏君。

1番 オーバーという表現がどうか分かりませんが、エレベーターにして一つの例を取りますと、エレベーターが本当に今このコロナ禍の状況の中で必要なのかということをごだけ、それは利便性は上がります。ただ、総合的に見て、

そのことが果たして住民に対してサービスが上がるのか、それから経済効果が上がるのか、その点はどういうふうに判断したのかということでの話です。

もう一言言わせてもらえれば、若者住宅です。大変にすばらしい、ほかとは違うものをするということは、やっぱりそれなりの計画でやっているわけですが、今その時期かということでもあります。一番必要なのは、若者が住める住宅が欲しいということで、決してやって成功するか、成功しないか、そういう建物をやってみましょうというのであれば、もっともっとやっぱりこれを一番にして進めるべきだと思います。そういう意味では、予算の立て方というのがあまりにも貧弱ではないか、そういう話です。

委員長 高橋副町長。

副町長 私のほうからちょっと一言。まず、オーバーな計画ということでお話あったので、中期財政計画ということでお話しさせていただきたいのですが、この中期財政計画を策定するに当たっては、先ほどもお話ししました総合計画に載っている事業とか、今時点で押さえている事業をこの中期財政計画の中に盛り込んで検討したという経過です。その経過として、いろんな取組、基金の見直しとか、水道料金の見直しとか、いろいろ対策としても掲げてはおりますけれども、そういったことに取り組んでいけば令和7年、8年までには収支バランスを取りながら取り組めるだろうという、そういった計画に策定したということで、これは関西学院大学の財政学に詳しい小西先生のご指導を得て、小西先生からもよくこういうふうに細かいところまで詰め詰めてつくった計画だというふうに一応評価していただいて、岩手県の市町村下のほうもこの西和賀町でつくった中期財政計画をモデルにして、ほかの市町村にもこういった取組を広げていきたいというような話もいただいているぐらいの詰めた内容になっているというのをまずは理解していただきたいと思います。

その中で、この中期財政計画の中では全体の町の、来年度で合併して16年目になるのですけれども、交付税が減っていった部分を何とかこの中期財政計画をつくったことによって健全な財政を維持していくということで、今年度、令和3年度はこの計画に基づいて予算編成したということで、かなり緻密に検討した結果の今回の予算の提案だというふうに理解していただきたいと思います。

ずさんというのはどこから出てきているのか、ちょっと私は理解に苦しむのですけれども、繰り返しになりますけれども、総務省の交付税専門の審議会委員もやられている先生に来ていただいて、そして見ていただいて、ご指導いただいて、この西和賀町の令和3年度から12年までの中期財政計画を策定して、今初年度の予算編成を行って実施しようとしているものです。個別の庁舎の改修のエレベーター、あるいは若者住宅の内容ということに関しては、委員の皆様様ご意見があると思いますので、その辺のご判断は委員各位にお任せしたいなというふうに思っております。

委員長 刈田敏君。

1番 全くそのとおりだと思います。それで、大学の先生に、確かにいいものですが、我々としてはそういう情報を住民に与えて話を聞くわけですが、そのときに、本当に今これやらなくてはいけないかという話があるわけで、私はそういう判断して今話をしているわけです。この中期財政計画の中で、今回いっぱい出したということはそれなりの、ずさんというのはちょっと言い過ぎたかもしれませんが、ただ副町長今言ったとおり水道料金も上がる予定であるわけだよ、そこ。最終的にどうなるか分からないときには給料も下げるとまで言った中で、何で今そんなにお金をかけなければいけないか、これ単純な発想でありますけれども、私はそういうように判断しているということでもあります。

次に行きます。昨日生涯学習課のほうへ集落支援センターのことで、今年度改修するという話でしたので、それがふるさと振興課のほうではないかということでもありますので、その点の予算どこに入っているのかお聞きします。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

集落支援センターにつきましては、これまでもちよっとお話ししていたとおり、その候補となる施設について一部をお借りというか、センターに充てたいというような話で進めておりますけれども、いずれこの分については当初予算では計上しておりませんで、まず令和3年度の早い時期にそれぞれの施設のほうを回り、やっぱり地区の役員の方々と話をしながら確認をして、その後というふうを考えているものです。ですので、令和3年度の当初予算では計上はしておりません。

以上です。

委員長 刈田敏君。

1番 令和4年度に向けて集落支援センターをつくるということで、今回予算を入れるけれども、当初にはないということ、それなりに相談しながらいくということですが、そういうことでいろいろ地区を回ったときもあったのですが、答えが出てこないわけです。別のことになりましたけれども、公民館を修繕するのに当たってみないと分からないと、どれだけ負担かかるかも分からないものを今進めていくことはどういうことなのか、その辺お聞きします。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

公民館の集会所化につきましては、今44館の分で、まず各地区に対して公民館の修繕箇所とか、どれくらいかかるかというような部分の取りまとめを行っているという段階だと理解しております。それが全部出てきた後に、やっぱり町のほうで、内部でどれくらいの負担割合にな

るのかとか、そういうようなところをまず検討し、それをお示しするよう形になっていくものでございます。スケジュール的には、大体それのめどは9月頃になるというふうに考えております。今は、まずその公民館の修繕箇所を把握してという段階で、各地区に通知してお願いしているところです。

以上です。

委員長 刈田敏君。

1番 確認しておきます。これで終わりますけれども、最終的に修繕するときには地元負担があるということ、その率は分からないということで、屋根を直すのに100万円かかったら、半分なら50万円出してくださいよと、そういうことで進めるということではよろしいですか。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

まず、現段階でどれだけかかるかというのを全部把握して、そこから内部のほうでどれくらい地域に負担していただくのかというようなところを検討して、そこからお示しするということです。

以上です。

委員長 刈田敏君。

1番 1つは、現時点でやっぱり各地区において、これ以上お金が出てくるということはありません。そしてもう一つは今農業振興課のほうでいろいろ国とのやり取りであるという集落機能の、そういうのを地区でやって順調になればこそです。自立して地区でやっていると、これをいきなり今だと決められたのでは、これ進んでいかないと、思います。

それで、きちっとした数値をやっぱり提示しないと、令和4年からやりますからというような話ではこれ無理ではないですか。その辺お伺いします。

委員長 高橋副町長。

副町長 ちょっと私のほうから、直接的な答弁には

ならないかもしれませんが、もう刈田委員さんは既に十分ご承知のことと思いますので、改めて刈田委員さんではない皆さんのほうにお話ししたいと思います。

平成23年の9月に西和賀町のまちづくり基本条例というのが制定されておりまして、その中に協働の原則ということで、まちづくりの基本原則というのを一つに掲げていまして、平成25年3月の町の総合計画の後期計画には、協働のまちづくりを目指すための具体的な行動計画を定める協働のまちづくりの推進計画を策定しますということがありまして、それに基づきまして平成27年の8月ですけれども、これ岩手大学の農学部の広田先生はじめ委員の方々と、住民の委員の方々によりまして策定していただきました協働のまちづくり推進指針の中には、現在の自治組織の機能強化ということで、もう明確に、現在の自治組織というのは今の行政区に当たるわけなのですけれども、自治組織の活動を充実させていく支援を行政が行うことが必要だということとか、それから今現在小学校区単位でいろいろコミュニティーづくりの取組もしておりますけれども、広域のコミュニティーづくりということで小学校区単位の範囲での広域コミュニティーづくりに取り組むことが必要だということで、その小学校区単位のコミュニティーづくりと、それから現在の自治組織の機能強化ということで、協働のまちづくりを進める上で、住民も主体的になって取り組んでいかなければ駄目だという趣旨のことをその協働もまちづくり推進指針の中で、きちんと明確にしているわけです。それに基づいて、28年度から様々検討してまいりまして、小学校区単位での新しい自治組織ができないのかとか、あるいは行政区の総会でも広田先生に来ていただいて、そういう勉強会などの開催なんかしております。

そういった取組を進めている中で今に至っているというのは、まず多分理解しているとは思いますが、今急にぱっと法律が変わった

からやりますよということでの提案ではなくて、28年、29年、30年とずっといわて地域づくり支援センターのほうのご指導もいただきながら、住民の方々と意見交換しながら進めてきた経緯もあって、それから一方公民館に関しては、毎回公民館の修繕予算が少ないのではないかと、修繕したいけれどもできないということを要望としてもいただいております、それを今回公民館の全面改修と、それから自治組織の在り方と併せて提案させていただいたということですので、この機会に住民の方々と十分話し合っていて、その地域のありようを皆さんで考えていただいた中で取り組んでほしいなというふうに思っています。それに関する財政的な支援は、できるだけことは町として支援していきたいということも繰り返し説明会でもお話ししておりますので、個別のここ、ここということではなく、全体として捉えていただいて、ご理解いただければ大変ありがたいなというふうに思っております。

余計な話ですけれども、お隣の北上市でも今行政区長制度の存続の請願があって、いろいろ取り組んでいるようですけれども、やはり住民が主体となって取り組んでいく、そのまちづくりというのが大事だなということを北上の市長も広報でお話をしておりますけれども、全く同感だなというふうに思っております。まちづくり基本条例、うちのほうもつくっているわけですし、それに基づいて今取り組んでいるということを皆さんに理解していただきたいなというふうに思います。

以上です。

委員長 刈田敏君。

1番 ちょっと時間かかって、何か一般質問みたいになってきていますけれども、これはやっぱり予算、これ町の在り方ありますから、今副町長おっしゃったことは重々に分かっています、私もその中に入ってきてやってきたのですから。ただ、あまりにも進め方がどうだったの

かというのをやっぱり検証してみなくてはいけないのではないかと思います。まちづくり基本条例、私も今日たまたま持ってきたのですけれども、この中には町の執行機関は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その活動を促進するために必要な措置を講じるということになりますと、住民が果たしてその辺まで理解してやっているかということもあるわけです。ちょっとまだ早いのではないかということをお私に申し上げる話でありまして、それにつくこういふ予算については若干疑問を感じるということで、私の質問は終わります。

委員長 北村嗣雄君。

2番 私のほうからは、この農業振興費について1件お伺いします。

8ページの比較の資料を見ておるところですが、昨年度と今年度の当初予算では47%ほどの減になっているわけです。中身を確認するには、やはり基盤整備とか、そういう中での予算で、大幅にその事業がないとこうした当初予算なのかなと感じるわけですが、ただ私今回というか、一般質問でも町の考え方あるいは取り組み方を確認しているのですけれども、やはり今後農家を維持できる、あるいは強い農業の育成ということで、町の目指しているというか、取り組み方は大変期待というか、言葉ではいいなという感じはするのですけれども、まず一つ感じるにはこの農業振興費の予算が今年度5億6,500万円ほどになっているのですが、これで今年度は今、今後の農業農村振興プランを振興する上で妥当な予算で、これから今年度、補正もあると思うのですけれども、これが当初の最初の予算なのか、まず大体課長というか、担当の感じているところをちょっとお聞きしたいなと思って。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えいたします。

農業振興課の審議の際にも申し上げましたが、今年度湯田牛乳公社の新工場の建設がありまして、それが4億5,000万円程度ということと、

畜産事業費の中で畜産の建設で二千数百万円、それらが今年独自の事業でございますので、それらを差し引けば今年の予算が例年よりもそんなに少ないというわけではございません。

先ほど早川委員さんの質問の中でも言いましたが、農業振興課の仕事というのは長期的な施策を考えるということが一つと、その単年度、単年度で農家に対する支援を行うということが大きな仕事になっております。例えば転作奨励金の事務、この転作奨励金が農家にとって相当な額落ちておりますし、先ほど言ったとおりに農地・水、中山間で年間2億円というお金が町に来ているわけで、それをいかに効率的に使うかというようなことの支援をするというのが農業振興課の仕事でございます。

したがって、新たな事業を行わない限り、それほど例年と予算額が違うということはありません。国の政策が変わった場合には違ってきますが、それ以外において町単独で出せる金額というのはほとんど変わりませんので、そういった部分をいかに政策的に、将来的に農業がよくなるような方向に使うかということであると思います。ですので、今回は、何回も言っていますとおり、ソバ関係において、町単独でコンバインの整備に対して助成を行うということが一つ大きな事業となっております。そのほかについては例年と違ったところはそんなにないというふうに考えております。

委員長 北村嗣雄君。

2番 ありがとうございます。私が基本的に考えるには、この予算をつければいいという、そういう何か事業をやらないのではないかというように思われるかもしれませんが、ただこの比較の中で、県の歳入の国庫支出金と、それから県支出金の、これが県のほうのは例えば53%ほど減になっているので、あらゆる農業、農家に対する支援事業というか、取り組む事業に、先ほど課長も言っていますけれども、答弁の中にありますから、そうした事業資金を、補助の助

成を受けられる事業をもっと活用すべきではないかなというのがこの予算の中から見えて、私個人農家ですけれども、そういうのは感じます。

今後、3年経過しているわけですが、7年後を見越したプランは今度もう間もなく出ると思うのですけれども、それを達成するにはいろんな事業をこなした上で、やっぱり農家が、早く言えば豊かになるというか、懐がちょっと温くなる方向でないとなかなか、生き残りをかけている農家に対して、果たして効果が出るのかなというのを感じます。やはり事業をやるだけではなく、波及効果が出て収入も上がる、経済効果も上がって、町もそれが全体の経済効果につながる一つの要素ではないのかなと感じるわけで、ですから私がここで結論的に言うのであれば、あらゆる事業をもう少し担当課を含めて、町の考え方として、農業、農家を守りながら、ひとつこのためにもこの事業をもっと活用してほしいというのが考えですので、その辺最終的に考えを伺って、私の質問といたします。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長 先ほど言いましたとおり、農業振興課の重要な仕事は農家を支えることでもあります。その補助事業をどうやって導入するかといったアドバイスというのは重要なことでもありますので、そこは頑張ってやっているつもりです。ただ、町の予算もそのとおりですし、県、国の予算も潤沢ではありませんので、そうなるとうしても希望してもできないということも起こってきます。ですので、なるべく採択されるような事業を探して指導するというのが重要になってきておりますので、そういったことも含めて激励の言葉と捉えさせていただいて、これから少しでも頑張ってもらいます。

委員長 高橋和子君。

4番 私から3点ほど質問したいと思います。

最初に、集落支援センター設置、この説明書の18ページ、先ほども議論になっておりました

が、このことで自分の心配というような点も大きいものですから、確認していきいたいと思います。こういったいろいろな町の計画について、先ほど副町長より、様々な話合いが重ねられて計画が立てられてやるのだということをおっしゃってくださっておりますが、やはり住民として受け止めるときに、それがどれだけ伝わっているのかというあたりが非常に大きいなと思って、私も鈍感なせいばかりではありませんが、議会の全員協議会とか、こうして予算で出されたとき、ああ、そうか、そうなっているのか、そういうことがあるのかというようなことで、その都度賛成したりしているわけなのですが、公民館の問題として出されてきたのは、高齢化してまた役員の成り手がないとか、そういうことが要因となっているいろいろ議論されてきたと思います。

それで、公民館運営がなかなか困難で、地域でも自治組織もいろいろ困難なところがあるということ認識していたところで、この集落支援センター、組織のことが出されて、最初は区長や公民館長の特別職ではないと受け止めて、その後に集落支援センターにすぐつながってなかったのです、私のところで。そういうご説明があったのかもしれませんが、私のところでは途切れ、途切れに伝わっておりまして、そして公民館の条例とか見ていく中で、いろいろ住民側の状況もあるので、いい方向に行くなら集落支援センターも頑張って取り組んでいかざるを得ないのかなというふうな思いになっておりました。これは、またやりようによっては、自治組織を発展させる一つの手だてではないかなと思います。しかし、その進め方があまりにも急な感じがするのです。

それで、やはり住民から聞くと、知らないとか、聞いていないというふうなことがほとんどなものですから、この辺りの、当局が本当に心配して取り組んでいるのですが、それがかなりの住民に伝わっていないというふうな。私たち

も把握が不十分で、住民に説明し切れていないというところがあります。ここもちょっと不足していたと思うのですが、それは現状の把握です。現状の把握しておいて、それでは今議論になった集落支援センター、これをもしやっただとして、課が変わるわけですね。公民館、集落支援センターになれば、ふるさと振興課のほうに公民館のそういった住民組織の拠点が移るわけで、そうすると教育委員会が長年受け持ってきた社会教育の部分というのは、どういうふうに住民に伝わるのかなと非常に不安になってきたのです。ふるさと振興課が駄目だということではなくて、新たな持ち場なわけですから、相当やっぱり多くの住民と膝を交えてやっていかないことには、当局としても、また住民としても大変ではないかなと思います。高齢化しており、役員の成り手がないからこそ大変なのです。それが広域のところ、行政が支援してくれるということだからいいわけですが、そういったことで先ほども議論を聞いていて、何となく分かってはきたのですが、担当課としてどういうふうな考えで、そういった社会教育的な要素があるのだということに関して、ふるさと振興課と教育長にどうのお考えで今臨んでいるのかお伺いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 私のほうからは、住民周知の部分についてお答えしたいと思いますけれども、まず今回の自治組織、公民館の在り方の検討につきましては、行政区長、公民館長の役員会のメンバーを中心にして検討を重ねてまいりまして、その検討結果につきましては行政区長会議ですとか、公民館長会議のほうでお知らせしてきたということでもあります。

そして、住民説明会につきましては、6地区を会場としまして、最初1月末でしたかにまず住民説明会を開催するというご案内を差し上げまして、ただその際はちょっとコロナ禍

の影響で延期となりました。その際には、全戸配布によりまして、まずどのような中身になるのかということをお知らせしたというものでございます。ただ、その内容が重要な部分でございます。また、地区の総会の前には改めてというか、内容をお示しする必要があるだろうということで、再度住民説明会を開催するというご案内を全戸配布をさせていただきました。6地区で81人の参加というふうなものではございましたけれども、まずそのようなことで対応いたしましたし、その6地区どこの施設に来て説明を聞いてもらっても結構ですということで進めたものでございます。それで住民説明会は終わりというわけでもなく、今3地区ほどから総会に来て説明してほしいとか、出前講座を開いてほしいというような意見もありまして、その要望は受け付けておりまして、これから実施する予定となっておりますので、まずそのような機会を提供していただければこちらで日程調整させていただいて、説明をまた改めてするというふうには考えているところです。

以上です。

委員長 柿崎教育長。

教育長 私のほうから、社会教育についてということでお話しさせていただきます。

前教育長さんからも引継ぎは得ておりますけれども、やはりここまで至るまでにいろいろと公民館長さんたちとお話しはしてきて、いろいろ研修を積んだり何かしたのでありますが、独自の開催、いろんな行事の開催というのはなかなか難しいというお話をいただいていたところです。あわせて、今現在どのような社会教育活動をしているかと言えば、前も施政方針演述でお話ししましたけれども、いろいろな現代の課題に対する研修会を開いていくという方針は出しました。例えばデジタル化のことについてだとか、それから出前講座等について今後も推進してやっていくということで、場所的にはまず今言われている公民館で、その地区の方々と

協力しながら推し進めている内容は、いろいろ充実させていきたいなというふうに考えているところです。

ということで、また地区に回って懇談会もさせていただきましたけれども、その際に集会所の役割としての社会教育の関連に関わることは、これからもやっていくというふうに説明してきたところでしたので、私たち教育委員会としても十分考えながら進めていきたいなと思っております。ということで、答弁終わらせていただきます。

委員長 高橋和子君。

4番 ご答弁2人から今いただきましたが、やっぱりふるさと振興課長住民に周知すると、説明すると。住民が理解するためには、役場から説明され、これこれこうですよとお知らせされても分からないのです、すぐには。だから、何が分からないのか、どうなればいいのかを聞かなければならないのです。だから、何回住民説明会やっても、向こうからきっちり聞いて、それでやり取りしないと分からないのです。それを行政が、課長が一々やっていなくてもいいのです。

それに地域で、湯田のほうはあまりよく分からないからあれなのですが、沢内地域では公民館中心に自治組織活動はやっているのです。だから、自分たちがいろんな課題を毎年持ちながら、総会しながら、会費も集めて、自治組織として確立しているのです。だから、それでもなおかつ将来的に指導者が、リーダーになる人が足りないと。だから、かなり積み重ねて、自分たちが地域の課題を理解しているのです。だから、そこにそっくり行政のほう教えられつもりで入って、把握しなければならぬと思うのです。そして、行政はこう考えている、国がこうだから町もこうしなければならぬのだということの中で分かってもらおうと、そういうやり取りがすごく足りぬと思うのです。うんと何回、何百回説明したって、相手の状況が

十分行政としてつかめなければできないのであります。

教育長ご説明になった社会教育ですが、今社会教育という考え方それ自体が非常にぼろぼろになってきているのですが、まちづくりするには昔からやっている社会教育というのほうと大事なのです。そういった住民とのやり取りというのは、社会教育の重要な仕事なのです。そういった技法も本当はあって、いろいろ講習なんかもあったのですが、そういった資格を持つ人も町には少ないのであれなのですが、やはりでもそういう視点を変えてしまうと、本当の自治組織はだんだん衰退していくのではないかなと思いますので、せっかくこういうふうに支援センターでやるわけですから、私はこの機にしっかり成功してもらいたいなと思っております。

それで、1つ提案なのですが、やはり教育委員会のそういった社会教育的な手法をふるさと振興課と合体したような形で地域に入れたいのか、そういった考えはあるのかないのか、どちらかにお伺いしたいと思います。

委員長 柿崎教育長。

教育長 社会教育の大切さ、それからまちづくりにとって、教育の大切さというのは本当によく、本当にというか、和子委員さんほどではないのかもしれませんが、推し進めようと、理解しようとしているところです。町民の方々にも、たくさんこういう悩みとか、ああいうこととか、これももっとも聞き出さなければいけないところはあろうかと思っております。そういう意味で、集落支援センターの役割というのもまた考えていかなければならないものだと思っておりますので、ぜひ町民の方々にも大きな声を出していただいて、私たちのほうの行政に反映できればというふうに思っておりますので、今後いろいろとアドバイスをいただきながら、また我々が考えていることを推し進めていかなければいけないなということをお話の中で感じた

ところですが。

以上です。

委員長 高橋和子君。

4番 ふるさと振興課も同感ではないかなと思
いまして、やはりやるからにはより住民が安心
して暮らせるような形でやってほしいです。

すみません、お昼に近くなったのですが、あ
と2つ聞きたいのです。委員長、続けていいで
すか。

委員長 どうぞ。簡潔明瞭をお願いいたします。

4番 2つ目に、介護施設の問題です。今住民
も非常に心配して声上げているのですが、介護
施設の職員の人手不足の大きな課題が差し迫っ
ているようなのですが、行政と介護施設との話
合いが常時なされていると思いますので、そう
いった状況を行政としても把握されているかど
うか、まずお伺いしたいと思います。

委員長 質問者に申し上げます。予算審査の総括
質疑ということでありますので、ご理解いただ
いて、一般質問のような質問はなるべく控えて
いただきまして、簡潔明瞭にご質問いただけれ
ばと思います。

健康福祉課長。

健康福祉課長 今和子委員さんからお話ありまし
た介護施設での職員の人手不足についてのご質
問だったのですけれども、介護施設の職員の方
々とは各会議がございまして、その会議の中
でもそれぞれ事業所の休止や廃止についてお話を
いただいたり、実際今の職員体制についてはそ
の都度お話をいただいている状況で、今現在の
職員の人手不足については健康福祉課のほうで
は理解しているところです。

委員長 高橋和子君。

4番 理解していらっしゃると思います。
何とか方向も考えられるのだと思いますが、あ
る施設では5人ほど退職されるという話あり
ますので、かなり介護の町民のそういった利用
に大きく影響するのではないかなと思って、ち
よっと一般質問みたいなあれですが、緊急を要

するかと思って今提起しているところですが、
そういった実情に合わせてどのようにしていく
のかということも、現状が深刻ですから、明日、
明日本当に困る人が多く出てまいりますので、
それが1か所、2か所だけではないようですの
で、その辺をどのように行政として支援できる
のかということ相談されているのではないかな
と思います。そういう点でご答弁お願いします。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 今のご質問だったのですけれども、
町内の各高齢者施設については、まず現状職員
不足ということもありまして、各高齢者施設の
ほうでは求人の方を募集して、職員のほうの
人員を何とか確保しようというところで対策を
していただいているところになります。介護施
設に関しましては、まず町内もそうなのですけ
れども、全県、全国的に人手不足という状況に
なりまして、本当に職員の奪い合いではないで
すけれども、そういう状況にあると感じており
ます。町内の施設を利用していらっしゃる方で、
どうしても今現在は町外のほうの施設を探して、
そちらのほうを利用しているという状況も見ら
れてきております。

町としましては、人手不足についてちょっと
近々の課題だということで、本日の夜の会議で
も全体的に町として支援できることがないかと
いうことをまず事業所さんのほうから意見をい
ただいて、来年度の事業の中で検討していき
たいと考えているところです。

委員長 高橋和子君。

4番 分かりました。非常に本当に断られて入
れないという方おりますので、すぐに解決でき
ると私も思いません。物すごく深刻な課題だと
思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいで
す。

最後ですが、地方交付税に関連してお伺いし
たいのですが、地方交付税を少しでも増額して
いくということで、企画課長が中心になって取

り組んできていると認識しております。それで、1つお伺いしたいのですが、西和賀町は国有林の中に町があるわけで、そういった国有林と地方交付税との関連というのはあるのかなのかお伺いしたいと思います。

委員長 企画課長。

企画課長 お答えします。

普通交付税の算定の中に、国有林の部分の算入があるかというようなご質問だったと思えますけれども、実際のところその部分については、算定の根拠の一つにはなってございません。

以上でございます。

委員長 高橋和子君。

4番 この辺りは、今話題になっているカーボンニュートラルとか、国のほうもいろいろなそういった考えがあるようですので、本当に広大な国有林の中にあるわけですから、昔は国有林でかなりの人が働いて、利益も得ていたわけですが、そういったこともなくなりましたので、やはり何かそういった点での算入の考えとか、いろいろアタックしてみてもどうかと思います。

それと、林業振興課長もし覚えていらっしゃるなら、急に申し訳ないですが、グリーンベルトというのを青森の森林管理署からずっと宮城県のほうに向けて、国のほうで、森林管理署のほうでうたったことがあるのですが、お記憶にあるでしょうか。そういったものがもし現存しているなら、そういったところでのこういう森林を持っているところでの活用というのも、人の採用にも向けながら活用していけるのではないかなと思います。

委員長 林業振興課長。

林業振興課長 すみません、グリーンベルトについては思い出せません。

委員長 高橋和子君。

4番 分かりました。そういうこともありましたので、何とかこういう森林を活用しながら、この地で生きていける方法を探っていきたいな

と思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。これで終わります。

委員長 高橋宏君。

8番 西和賀町は、合併して16年ということで、合併の国からの特例交付措置も少なくなって、地方債の償還も本格的に迎える最初の年の予算編成ということで、苦勞された編成をされてきたと思えますけれども、その中で町長にお伺いしたいと思います。令和3年度の予算執行に当たって、令和3年度中には町長の任期を迎えられます。町長として、この予算提示に当たり、引き続き首長として来年の3月まで予算執行を行うという決意での上程なのか、任期が来たら次の方にバトンタッチしながらこの予算執行をするという決意なのか、その点についてお伺いたします。

委員長 細井町長。

町長 ただいま委員さんから、首長として来年度、令和3年度の事業にどのように当たるのかということです。私に与えられている任期というのは明確に決まっているわけですし、就任している間は、全力を尽くして町民のためにそれに取り組むということであろうかというふうに思います。現段階で、それ以外のことは考えておりません。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 なければ総括質疑を終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

以上で予算審査特別委員会に付託されました令和3年度西和賀町一般会計予算ほか6特別会計予算及び2事業会計予算に係る全ての審査を終了いたしました。

これより各予算議案についての表決を行います。

議案第30号 令和3年度西和賀町一般会計予算について、本案を可決することに賛成の方は

起立を願います。

(賛成者起立)

委員長 起立多数であります。

よって、本案は可決すべきとして議長に報告いたします。

続いて、議案第31号 令和3年度西和賀町国民健康保険特別会計予算について、本案を可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長 起立多数であります。

よって、本案は可決すべきとして議長に報告いたします。

続いて、議案第32号 令和3年度西和賀町後期高齢者医療特別会計予算について、本案を可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長 起立全員であります。

よって、本案は可決すべきとして議長に報告いたします。

続いて、議案第33号 令和3年度西和賀町介護保険特別会計予算について、本案を可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長 起立多数であります。

よって、本案は可決すべきとして議長に報告いたします。

続いて、議案第34号 令和3年度西和賀町下水道事業特別会計予算について、本案を可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長 起立全員であります。

よって、本案は可決すべきとして議長に報告いたします。

続いて、議案第35号 令和3年度西和賀町農業集落排水事業特別会計予算について、本案を可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長 起立全員であります。

よって、本案は可決すべきとして議長に報告

いたします。

続いて、議案第36号 令和3年度西和賀町温泉事業特別会計予算について、本案を可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長 起立全員であります。

よって、本案は可決すべきとして議長に報告いたします。

続いて、議案第37号 令和3年度町立西和賀さわうち病院事業会計予算について、本案を可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長 起立全員であります。

よって、本案は可決すべきとして議長に報告いたします。

続いて、議案第38号 令和3年度西和賀町水道事業会計予算について、本案を可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長 起立全員であります。

よって、本案は可決すべきとして議長に報告いたします。

以上で各予算議案の表決を終わります。

本予算審査特別委員会の審査が終了したことを議長に報告するとともに、19日午後1時から開催される本会議において、本委員会が審査をされました内容について報告をいたします。

これをもって予算審査特別委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後 零時04分 閉 会